

チームケンズサポーターズクラブ会員規約

チームケンズサポーターズクラブ事務局（以下事務局）は、クラブを運営するにあたり、以下の規約を設けます。

第1条（名称）

当クラブは、「チームケンズサポーターズクラブ」と称します。

第2条（目的）

当クラブは、チームケンズ所属選手の遠征が合宿の費用補助、栄養補給の補助を目的とします。

第3条（会員規約の変更）

事務局は、本会員規約の内容を会員の皆様に告知することなく変更する場合があります。本会員規約の内容を変更した場合は、登録していただいた連絡方法【メール・電話・FAX】でご連絡致します。告知後に会員がサービスをご利用された場合は、会員は内容の変更を承認したものとみなします。

第4条（事務局）

当クラブ事務局は、以下の住所に置きます。

東京都西東京市向台町 2-14-37 A&A 西東京スポーツセンター内

第5条（会員）

会員は当クラブの趣旨に賛同した法人・団体・個人によって構成します。会員とは、入会の登録をし、会費を納めた上、事務局が申請を受理し正式登録を完了させた方をいいます。

第6条（会員の権利譲渡と継承）

会員は、会員の権利を第三者に譲渡出来ません。

第7条（会員の登録内容の変更）

会員はその名称・連絡先等に変更があった場合には、速やかに当クラブ事務局宛にご連絡頂くものとします。

第8条（有効期間）

1月からの1年間とし、10月以降は翌年分として扱います。（年間いつでもご入会できます。）

第9条（年会費）

年会費は、以下のとおりです。

ゴールド会員 個人 50,000 円、法人 500,000 円

シルバー会員 個人 30,000 円、法人 300,000 円

ブロンズ会員 個人 10,000 円、法人 100,000 円

エリート会員 個人 5,000 円

第10条（更新）

当クラブ事務局より、更新のご案内を差し上げ、次年度の年度会費を入金していただくことで更新の手続きとさせていただきます。

第11条（退会）

会員が退会しようとする時は、当クラブ事務局にメール、電話、FAX 等でその旨をご連絡頂くものとします。

第13条（免責事項）

当クラブは、次に定める事項については損害賠償の責を負いません。チームケンズホームページを通じて得た情報の使用によって損害が発生した場合。その他、チームケンズホームページを通じて損害を被った場合。